

コロナウィルス感染拡大防止に向けた臨時休校における対応について

令和2年3月5日

特別支援学級等に在籍し、障害のある児童、自宅で過ごすことが困難な児童について、下の条件にある場合は、本校でも対応しますので、ご相談ください。

◎ 特別支援学級等に在籍する障がいのある児童への対応

対象：次の条件を全て満たす児童

- 障害福祉サービス等を利用できない。
- 保護者が仕事を休むことができない。
- 自宅で一人で過ごすことができない。

自宅で過ごすことが困難な児童について、下の条件にある場合は、本校でも対応しますので、ご相談ください。

◎ 自宅で過ごすことが困難な児童への対応

対象：次の条件を全て満たす児童

- 児童クラブで受け入れができない。
- 小学校下学年である。(1～3年生)
- 保護者が仕事を休むことができない。
- 小学4年生以上の兄姉がいない。
- 祖父母や親戚による見守りができない。

◎ 期間等

- (本校が許可する日)から3月25日(水)の平日
- 8:30～15:00

◎ 注意事項

- 登下校は、保護者の責任とします。
- 弁当や水筒は、各自でご準備ください。
- 自習に必要な学習用具は、各自でご準備ください。
- 必要以外の物は、持たせないでください。(マンガやゲーム機等)
- マスクを着用させてください。
- 毎朝、自宅で検温を行い、風邪の症状や体温が37度以上ある場合は、登校をさせないでください。また、自宅に同様の症状の人がいる場合も登校させないでください。
- 本校から許可を得たのちに欠席をする場合は、連絡をしてください。また、本校の緊急連絡には対応できるようにしておいてください。(携帯電話の常時携帯と着信確認)